

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和8年度から令和10年度までの期間において旭川市が発注する物品の購入（印刷物等の製造の請負を含む。）、不用物品の売却、委託（測量委託並びに工事に係る調査及び設計委託を除く。）及び役務並びに賃貸借に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の更新及び新規申請を行うに当たり必要な資格、申請方法等について次のとおり定める。

令和7年10月1日

旭川市長 今 津 寛 介

第1 更新申請

1 資格要件

更新申請をする日の時点において、令和5年度から令和7年度までの旭川市物品購入等競争入札参加資格を有する者で次の全てに該当するものとする。

- (1) 政令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (2) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。以下同じ。）に該当しない者であること。
- (3) 市町村税（特別区にあっては、都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

2 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は、消滅するものとする。

- (1) 資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしていないことが判明したとき。
- (3) 入札参加資格を辞退する旨の届出が提出されたとき。
- (4) 個人で登録している者が死亡した場合及び法人が解散等した場合において、市長がその事実を知った日から1月を経過しても入札参加資格の承継の申請の提出がないとき。

4 更新申請の通知

令和7年10月31日（金）までに関係書類を同封の上、郵送により対象者に通知する。

5 申請期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月12日（金）まで。ただし、可能な限り次の業者番号の区分に応じて定める期間に提出すること。

(1) 業者番号が1から3000までの者 令和7年11月4日（火）から令和7年11月25日（火）まで

(2) 業者番号が3001以降の者 令和7年11月26日（水）から令和7年12月12日（金）まで

6 提出先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

旭川市総務部契約課物品担当

電話 0166-25-5736

7 申請方法

必要書類を作成し、郵送により申請すること。

8 申請結果の通知

令和8年1月30日（金）までに郵送により申請結果を通知する。

9 等級の格付

経営規模及び経営状況の内容により、契約の種類及び規模に対応する等級格付を行う。

10 告示日以降に新規申請した者の更新

令和5年度から令和7年度までの旭川市競争入札参加資格の新規申請書に、令和8年度から令和10年度までの競争入札参加資格の更新申請を行う旨の意思表示があった場合は、次に掲げる期日までに更新申請結果を郵送により通知する。

なお、新規申請の結果通知については、第2の8に同じである。

(1) 告示日から令和8年1月15日までの申請の場合は、令和8年1月31日

(2) 令和8年1月16日から令和8年1月31日までの申請の場合は、令和8年2月10日

(3) 令和8年2月1日から令和8年2月15日までの申請の場合は、令和8年2月25日

(4) 令和8年2月16日から令和8年2月28日までの申請の場合は、令和8年3月10日

第2 新規申請

1 資格要件

令和8年3月1日以降、新規申請をする日の時点において、旭川市物品購入等の競争入札参加資格を有しない者で次の全てに該当するものとする。

(1) 政令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(2) 申請者又はその役員等が、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること。

(3) 次の基準日において、業務を営んでいる期間が2年以上の者。ただし、国が定める官公需適格組合の証明を受けた者は除く。

ア 申請日が、各月の1日から15日までの場合は、翌月の1日

イ 申請日が、各月の16日から末日までの場合は、翌月の16日

(4) 市町村税（特別区にあっては、都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者である

こと。

2 資格の有効期間

申請結果通知書記載の有効開始日から令和11年3月31日まで

3 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は、消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されていることが判明したとき。
- (2) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当していることが判明したとき。
- (3) 市町村税（特別区にあっては、都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していることが判明したとき。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしていないことが判明したとき。
- (5) 入札参加資格を辞退する旨の届出が提出されたとき。
- (6) 個人で登録している者が死亡した場合及び法人が解散等した場合において、市長がその事実を知った日から1月を経過しても入札参加資格の承継の申請の提出がないとき。

4 申請書等の掲載等

令和8年2月2日（月）から、旭川市ホームページでの掲載及び第2の6の場所で配付する。

5 申請期間

令和8年3月2日（月）から随時受け付ける（旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 提出先

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

旭川市総務部契約課物品担当

電話 0166-25-5736

7 申請方法

必要書類を作成し、持参により申請すること。

8 申請結果の通知

申請日が、各月の1日から15日までの場合は、その月の25日（休日の場合は、その翌日）までに、16日から末日までの場合は、その月の翌月の10日（休日の場合は、その翌日）までに郵送により申請結果を通知する。

9 等級の格付

経営規模及び経営状況の内容により、契約の種類及び規模に対応する等級格付を行う。